

「Clinic-Net」利用約款

「Clinic-Net」（以下「本サービス」と言います。）は、株式会社テックデザイン（以下「当社」と言います。）が医療機関、医療類似行為を行う施術所および開業準備中の医師および歯科医師資格者を利用対象として提供する院内LANの保守管理サービスです。これらの利用対象に含まれない方がこの利用約款に同意した場合、当社は一方的に契約を解除することがあります。本約款には、本サービスの提供条件及び当社と本約款の各条項に同意した契約者（以下「登録ユーザー」という。）との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本約款は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と登録ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルール（<http://tech-design.jp>）は、本約款の一部を構成するものとします。
3. 本約款の内容と、前項のルールその他の本約款外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本約款の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「悪質なコード」とは、ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、ランサムウェア及びその他有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味します。
 - (2) 「院内LAN」とは、登録ユーザーの委託により、当社が構築した事業所内ネットワークを意味します。
 - (3) 「サードパーティアプリケーション」とは、第三者が提供する、オンライン、ウェブベースのアプリケーション及びオフラインのソフトウェア製品で、本サービスと相互運用し、当社にサードパーティのアプリケーションと特定されたものを意味します。
 - (4) 「サービス利用契約」とは、本約款及び当社と登録ユーザーの間で締結する、本サービスの利用契約を意味します。
 - (5) 「送信データ」とは、登録ユーザーが本サービスを利用して送信するコンテンツ（通信ログ、文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限られません。）を意味します。
 - (6) 「対象機器」とは、当社が登録ユーザーに納品し、申込書に記載されたハードウェア保証対象となる機器を意味します。
 - (7) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
 - (8) 「当社」とは、株式会社テックデザインを意味します。
 - (9) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「tech-design.jp」または「clinicnet.jp」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。

(10) 「登録ユーザー」とは、第3条（登録）に基づいて本サービスの利用者としての登録がなされた個人または法人を意味します。

(11) 「本サービス」とは、当社が提供する「Clinic-Net」という名称のサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

第3条（登録）

1. 申込の方法

本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本約款を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。

2. 申込期間

本サービスの申込は、院内LANの納品日から30日以内とし、対象機器および院内LANに変更が加えられていないことを条件とします。

3. 申込の受諾

当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った利用希望者（以下「利用申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を利用申請者に通知します。利用申請者の登録ユーザーとしての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。

4. 契約の成立

前項に定める登録の完了時に、サービス利用契約が登録ユーザーと当社間に成立し、登録ユーザーは本サービスを本約款に従い利用できるようになります。

5. 契約期間

本契約は、当社が通知する開始案内に記載された日に成立し、解約されるまで存続します。登録ユーザーによる解約は任意のタイミングで行うことができます。

6. 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は1年間とします。最低利用期間経過後、1ヶ月前までに利用ユーザーによる書面による解約の申し出がないときはサービス期間を更に1ヶ月自動的に継続するものとし、その後も同様とします。

7. 登録及び再登録の拒否

当社は、利用申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

(1) 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

(3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合

(4) 利用希望者が過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合

(5) 第10条に定める措置を受けたことがある場合

(6) 院内LANの納品日から30日以上経過している場合

(7) 当社以外の者によって、院内LANの構成又は管理対象機器の設定に変更が加え

られている場合

- (8) 当社以外の者によって、院内LANが移設された場合
- (9) 保守サービスの提供に必要な部材を、当社が入手不可能と判断した場合
- (10) 高所または屋外への設置により、当社がサービス提供不可と判断した場合
- (11) 当社への債務の支払いを怠ったことがある、もしくは怠る恐れがある場合
- (12) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

8. 登録事項の変更

登録ユーザーは、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第4条（利用と責任）

1. 相互の責任

各当事者は、以下の事項を表明し保証します。

- (1) 自己が本契約を締結する法的権限を有していること
- (2) 自己が相手方にかなる悪質なコードも送信しないこと

2. 当社の責任

- (1) 登録ユーザーへの電話、メールによる遠隔サポート及びそれ以外の有償サポート（訪問によるサポート、作業依頼など）を次の各号に従い提供するものとします。

- ① 対応時間：平日9:00～18:00
- ② 電話番号：090-8500-0284
- ③ メールアドレス：support@clinicnet.jp

- (2) 本サービスを法令に従って提供すること

3. 登録ユーザーの責任

(1) 協力義務

登録ユーザーは、当社が機器の保守を完全かつ円滑に行えるよう万全を期し、次の各号に従い当社に協力するものとします。

- ① 当社の保守担当技術者が保守業務を実施するため、登録ユーザーの事業所内に立ち入ることを認めること
- ② 保守業務を行うにあたり必要とする電気代等を負担すること
- ③ 機器の使用場所の環境を所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って機器を使用すること
- ④ 保守サービス対象外製品の為に、保守サービスの実施に支障をきたすと当社が判断した場合、登録ユーザーは当該対象外製品を一時的にシステムから取り除き、当社が保守サービスを実施できるようにします。尚、当該対象外製品に起因して当社の作業に増加をきたした場合、当社は当該作業にかかる料金を別途請求することができます。

(2) データ退避

登録ユーザーに委託され、当社が管理している機器以外の機器に登録されている諸データは、当社の保守サービスに先立ち、登録ユーザーの責任において他の媒体に予め退避されているものとし、当社の保守サービスによって当該データが消去された場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) 不正アクセス防止

本サービスへの不正アクセス又は不正利用を防止する合理的な努力を行い、不正アクセスまたは不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知するものとします。

第5条（サービスの範囲）

1. サービス内容および範囲

本サービス内容及び対象範囲、料金等は、当社ウェブサイト上で掲載する本サービスの料金プラン（<http://tech-design.jp>）にて定めることができますものとしします。

2. ハードウェア保証

本約款に基づくハードウェア保証は、当社が納品した対象機器に対してのみ提供されるものとしします。

3. 同等品での対応

当社は登録ユーザーが申込に記載した機器が、製造終了その他の理由により準備ができない場合、当社は同等品以上の製品をもって代替機器の対応をすることがあります。

4. 故障機器の取扱い

本サービスその他の作業により交換された故障機器は、当社が任意に処分することができるものとしします。

5. サードパーティの製品またはサービスの取得

当社は、サードパーティアプリケーション、またはサードパーティアプリケーションと連動する目的のサービスを販売することがあります。それ以外の利用ユーザーによるサードパーティの製品またはサービス（サードパーティアプリケーション及び導入、カスタマイズその他のコンサルティングサービスを含みますが、それらに限定されません）の取得、及びお客様とサードパーティプロバイダ間のデータの授受は、利用ユーザーと該当するサードパーティプロバイダの間だけのものです。当社は、当社が認定またはその他の指定をしている場合を除き、サードパーティの製品及び、本サービスを保証またはサポートしません。

6. 第三者への委託

(1) 当社は本約款に基づく保守サービスの作業を、第三者へ委託できるものとしします。

(2) 当社は、委託先に本約款で規定するすべての義務を遵守させる責任を負うものとし、かつ委託することから派生するすべての責任を当社が負うものとしします。

7. 保守サービスの範囲外

(1) 下記の事項により障害が発生した場合は、本保守サービスは適用されないものとし、個別に有償対応が可能か否かは、当社と登録ユーザーにて別途協議のうえ決定するものとしします。

① 登録ユーザーによる本製品の不適切な使用、誤用の場合

② 当社以外の者による改造、修理、分解、加工、設定変更の場合

③ 天災地変等、登録ユーザー、当社いずれの責にも帰することができない原因により障害が生じた場合

(2) 当社は、次の場合には保守サービスを提供できないものとして、サービスの実施を行わない場合があります。

① 当社への事前の通知なく、対象機器の移設が行われていた場合

② 当社への事前の通知なく、工具を必要とする作業を要する設置が行われていた場合

③ 日本国外に設置された本製品に対する保守サービス

④ 当社が提供不可能な情報等を必要とする保守サービス

⑤ その他障害ではなく、設定方法や仕様等の技術的な問い合わせ等

(3) 当社は、次の場合には一切の責任を負わないものとしします。

① ハードウェア障害およびその他不具合に起因したデータ破壊

- ② インターネット回線速度の影響
 - ③ 電気通信事業者の障害およびその他不具合に起因したインターネット接続の切断
- (4) 登録ユーザーが次の項目のいずれかに該当したときは、当社は通知催告なしに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
- ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら整理、民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき。
 - ② 自ら振出もしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - ③ 本サービス料金の支払いを1ヶ月以上滞納したとき。
 - ④ 当社が、国内外における法律違法行為を行っている判断した場合
 - ⑤ 当社に対し料金の未払いや約款違反などがあった場合
- (5) サービス仕様を満たさない設置先であることが契約締結後に判明し、当社が継続的にサービス提供不可と判断した場合、契約残期間の保守サービス料金は一切返金致しません。

第6条（料金及び支払方法）

1. 本サービスの料金

登録ユーザーは、本サービス利用の対価として、別途当社が定め、当社ウェブサイトに表示する利用料金を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。料金は別段の定めがない限り、以下のとおりとします。

- (1) 料金は日本円で表示され支払われます
- (2) 支払義務は取消不能であり、支払済の料金は返金不能です
- (3) 料金は有料利用開始日の翌月1日から日割りで計算され、毎月末日締めにて請求します
- (4) 消費税が変更された場合には、更新時の消費税が自動的に適用されるものとします

2. 請求及び支払い

- (1) 登録ユーザーは、本サービス利用の対価として、別途当社が定め、当社ウェブサイトに表示する利用料金を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。
- (2) 登録ユーザーが何らかの理由で第6条2項1の支払い方法が不可能な場合、請求書、領収書などが必要な場合は手数料300円（税別）を負担するものとします
- (3) 料金の支払いは、サービス使用月分を前月25日までに支払うものとします
- (4) 登録ユーザーは最低利用期間中に本サービスの解約となった場合、最低利用期間の残存期間分の利用料金をサービスの解約から10日以内に一括にて支払うものとします

3. 支払遅延

登録ユーザーが利用料金の支払を遅滞した場合、登録ユーザーは年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスの停止及び期限の利益の喪失

登録ユーザーの当社に対する金銭債務の履行が、30日以上遅滞している場合には、当社は、当該契約に基づく登録ユーザーの未払の料金債務について、登録ユーザーの期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎

えるものとします。また、当社は、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができます。

5. 料金の変更

当社は登録ユーザーの承諾なく料金の変更を予告なく無条件にて変更することができます。但し、当社は、変更後速やかに当社のホームページ又は電子メールにて登録ユーザーが確認できる状態とします。

第7条（禁止事項）

1. 登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 当社、本サービスに含まれる第三者のデータについて、その完全性又は性能を妨害又は混乱させる行為
- (6) 悪質なコードの送信
- (7) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (8) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (9) 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (10) 第三者に成りすます行為
- (11) 本サービスの他の利用者のIDまたはパスワードを利用する行為
- (12) 当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (13) 本サービスの他の利用者の情報の収集
- (14) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (15) 本利用約款で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許すこと
- (16) 本サービスに基づく派生物を作成する行為
- (17) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製する行為
- (18) 本サービスのリバースエンジニアリング
- (19) 競合する製品もしくはサービスの開発
- (20) 競合他社への情報の提供
- (21) 本サービスの特徴、機能、もしくはグラフィックスのコピー
- (22) 当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルール（<http://tech-design.jp/>）に抵触する行為
- (23) 反社会的勢力等への利益供与
- (24) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものと

ます。

- (1) 本サービスに係るコンピューター、システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 当社の合理的管理を超える状況（地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、戦争、紛争などの不可抗力等を含みますが、それらに限定されません）により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第9条（権利帰属）

1. 当社ウェブサイト及び本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 登録ユーザーは、送信データについて、当社に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。
3. 登録ユーザーは、当社及び当社から権利を承継しまたは許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第10条（登録抹消等）

1. 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、送信データを削除しもしくは当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を抹消、もしくはサービス利用契約を解除することができます。
 - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
 - (6) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - (7) 第3条7項各号に該当する場合
 - (8) その他、当社が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、またはサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（退会）

1. 登録ユーザーは、解約希望日の1ヶ月前までに、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスから退会し、自己の登録ユーザーとしての登録を抹消することができます。但し、申込時に受領した本サービス料金は一切返金致しません。
2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務が有る場合は、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 登録ユーザーが自らの理由により契約を解除した場合、当社は以降の同じ契約内容について再契約を認めないものとします。ただし、何らかの理由により当社が認める場合は再契約を行えるものとしますが、理由の如何に関わらず再契約日は当社の出荷日まで遡及するものとし、登録ユーザーは速やかに再契約締結時点より過去の契約金額を一括にて当社に支払うものとします。
4. 退会後の利用者情報の取扱いについては、第15条の規定に従うものとします。
5. 第6条（料金及び支払方法）、第13条3項、第13条4項、第14条（財産権）、第15条（秘密保持）、第18条（連絡／通知）、第19条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）、第20条（放棄及び累加的救済方法）、第21条（分離可能性）、第22条（弁護士費用）、第23条（準拠法及び管轄裁判所等）、第24条（完全合意）は、本契約の解約または満了後も存続します。

第12条（本サービスの内容の変更、終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は登録ユーザーに事前に通知するものとします。
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第13条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービスが登録ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、登録ユーザーによる本サービスの利用が登録ユーザーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、故意又は重過失による場合を除き、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、登録ユーザーが本サービスに送信した情報の削除または消失、登録ユーザーの登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して登録ユーザーが被った損害（以下「ユーザー損害」といいます。）につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、ユーザー損害につき、過去12ヶ月間に登録ユーザーが当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 両当事者間で別途契約を締結しない限り、データ・ソフトウェア等の保持及び管理の責任は登録ユーザーにあります。

第14条（財産権）

1. 権利の留保
本約款に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社は本サービスに

関する全ての権利及び利益（全ての関連する知的財産権を含みます）を留保します。当社は、本約款に明示的に規定される場合を除き、本約款に基づき、登録ユーザーにいかなる権利も許諾するものではありません。

2. 提案

当社は、登録ユーザーが、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用して本サービスに組み込むことができる、無償かつ取消不能の永続的な権利を有します。

第15条（秘密保持）

1. 秘密情報の定義

本約款において使用される場合、「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が他方当事者（以下「受領者」といいます）に、口頭または書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、または情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。当社の秘密情報には、本サービスが含まれます。また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれます。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれません。

開示者に対する義務違反なく、公知であるかまたは公知となった情報

- (1) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
- (2) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報
- (3) 受領者が独自に開発した情報

2. 秘密情報の保護

登録ユーザーは、本サービスに関連して当社が登録ユーザーに対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとし、秘密情報へのアクセスを、本約款の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定し、それらの者にも、本条に定めるものを下回らない秘密保持契約の保護について同意させます。

3. システムデータの保護

上記に限定されず、当社は、システムデータの安全性、秘密性及び完全性を保護するために適切な管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を維持します。当社は、以下のことを行いません。

- (1) 当社管理外の機器にアクセス又は改変すること。但し、本サービスを提供するため、またはサービスもしくは技術上の問題の防止もしくはその対応のため、またはカスタマサポート上の問題に関連して登録ユーザーに要請された場合は、この限りではありません。
- (2) 登録ユーザーのネットワーク情報を開示すること。但し、次項に従って法令により強制される場合、または登録ユーザーから書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません。

4. 開示の強制

受領者は保有する個人情報について、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護も必要がある警察、裁判所など公的機関への協力が必要と判断した場合は、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行います。

第16条（利用者情報の取扱い）

1. 当社による登録ユーザーの利用者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー（<http://tech-design.jp/privacy.html>）の定めによるものとし、登録ユーザーはこのプライバシーポリシーに従って当社が登録ユーザーの利用者情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. 当社は、登録ユーザーが当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、登録ユーザーはこれに異議を唱えないものとします。

第17条（本約款等の変更）

1. 当社は、本約款を変更できるものとします。当社は、本約款を変更した場合には、登録ユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、登録ユーザーが本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、登録ユーザーは、本約款の変更に同意したものとみなします。

第18条（連絡／通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡または通知、及び本約款の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 本約款に別段の定めがない限り、本約款に基づく全ての通知事項は書面によるものとし、以下の時点で行われたものとみなされます。
 - (1) 郵送後2営業日目
 - (2) 着信確認済ファクシミリの送信後2営業日目
 - (3) 電子メールによる送信後1営業日目但し、電子メールは、重大な違反または補償を求める請求には十分でないものとし、登録ユーザーへの通知は、登録ユーザーが指定する本サービスの管理者宛に送付します。

第19条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

1. 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに登録ユーザーの登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第20条（放棄及び累加的救済方法）

1. 何れかの当事者が、本約款に基づく何れかの権利を行使せず、または行使が遅滞した場合でも、それらは当該権利の放棄を構成しません。本約款に明示的に定める場合を除き、本約款に規定された救済は、当事者のその他の法令による救済手段に限定されるものでなく、それらに追加されるものとします。

第21条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第22条（弁護士費用）

1. 登録ユーザーは、要求された場合には、登録ユーザーの第6条2項（請求及び支払い）の違反後に、当社が本約款に基づき、登録ユーザーが支払うべき料金または負債を回収するために当社が負担した、全ての合理的な弁護士費用及びその他の費用を支払います。

第23条（準拠法及び管轄裁判所等）

1. 準拠法

本約款及びサービス利用契約の準拠法は日本法とします。なお、本サービスにおいて物品の売買が発生する場合であっても、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を排除することに合意します。

2. 裁判管轄

本約款またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（完全合意）

1. 本契約は両当事者間の完全な合意を構成します。この合意は、本契約の目的事項に関する全ての従前または同時期の合意、提案または表明に優先します。本契約にない従前または同時期の合意、提案または表明は本契約の一部とはなりません。

【2016年11月17日制定】

【2017年8月18日改定】